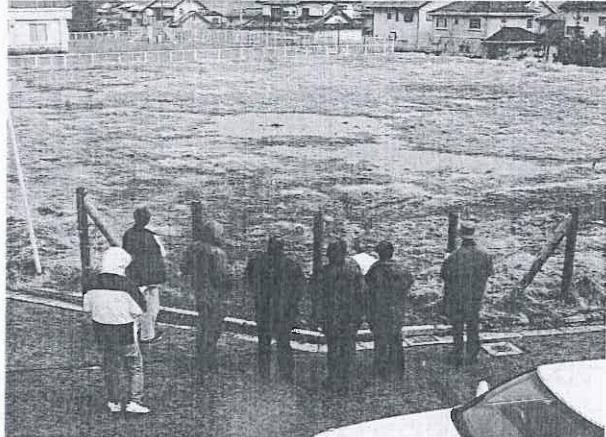


「官遊地」の実態に迫る!

88万m²の公有地が野ざらしー仙台市ー



仙台市民オンブズマン 河 村 直 人

「官遊地」とは仙台市民オンブズマンが名付けたものです。これまでには「塩漬け土地」「長期保有土地」という名称を使っておりましたが、今後は、「官遊地」で統一します。これまでの活動については、2月6日に南部及び東部の30件、3月22日に北部の28件の現地調査をしました。また3月5日付で質問書を発送し、4月16日に回答をもらいました。4月24日には市民を対象にバスツアーを実施しました。参加は約30名でした。

①仙台市土地開発公社の官遊地について。仙台市土地開発公社の土地取得は、仙台市の土地取得依頼により行うことになります。取得する資金は銀行借り入れとなります。原則として、仙台市土地開発公社が取得した土地は三年以内に、取得価格に累計利息等を加えた金額で仙台市が引き取ることになっています。しかし現状は、1997年3月31日現在、先行取得した土地で取得後三年以上仙台市が引き取りをしていない土地は、33件、面積310,320m²、取得価格は249億3200万円、利息累計約58億円。合計307億3200万円となります。何故このようなことになっているかというと、仙台市が土地を購入する場合は、議会の承認が必要となり、購入する土地については予算措置を含めてしっかりとした事業計画が出来ていなければなりま

せん。しかし、外郭団体である仙台市土地開発公社が土地を購入する場合には、そのようなものは必要ありません。仙台市の一部署で検討され、決定された土地取得依頼があれば事足ります。しかも、情報開示された、取得依頼が決定された会議資料をみるとその内容は、何億円もの買い物をする論議ではなく、コンビニで今日の昼食の弁当を何にするかぐらいの論議しかされていません。第三者のチェックは一切ありません。民間企業であれば、検討に検討を重ねて、どうしても事業計画に必要な土地を取得し、直ぐに事業に着手します。官遊地は、誰がいつ、どのような論議をし、どのような計画に基づいて、決定したのかが皆目わか

オンブズマン

No.10／1999年6月15日(火)

発行 仙台市民オンブズマン
仙台市民オンブズマンタイアップグループ

〈事務局〉 仙台市青葉区中央4-3-28 朝市ビル3F
宮城地域自治研究所内
TEL (022)227-9900 FAX (022)227-3267
<http://www.hitplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm>
e-mail:s-ombuds@zeus.netspace.or.jp

らないのです。しかもその計画が費用対効果等を一切検討せずに取敢えず、値上がりするから、土地のみを取得しておこう、という安易な考えで、土地取得が行われてしまいます。この仕組みが官遊地を生み出す元凶となっています。土地取得が一部局の計画のため、全市的な都市計画としての検討がされていません。そのために、実際の事業計画が決定され、議会に予算と共に上程されるまで市民は土地取得についてまったく判らないわけです。そのため、計画変更によって当初の目的に使えなくなった官遊地はそのまま放置されることになります。②仙台市長部局の官遊地は、60件、面積289,217m²、（金額は、寄付等によるものが多數を占めているため確定していない。）特徴としては、大規模宅地開発において開発指導要綱による公共用地の無償提供として、児童館用地、老人憩いの家用地、保育所用地、等があります。寄付

によるため、財政的負担はありませんが、当該団地を購入した人は当然のようにこのような官遊地についても資金負担をしており、且つ、購入決定の要因のひとつに公共施設の整備がなされることを期待しているのですから、完全な公約違反です。③仙台市事業部局の官遊地はガス局の官遊地が面積も広く、問題もあると思われますので、今後取り上げていきます。④今後の取り組みについては、取得経緯の不透明な物件、高額な物件等を、すでに数件ピックアップしており、徹底的に調査し、監査請求、市民フォーラム等の開催で、市民に対して問題提起をしていきたいと思っております。尚、今年の横浜市での全国大会は、官遊地が、メインテーマとなっているので川崎市民オンブズマンと密な連携を取って、大会を成功させることができ、官遊地問題を全国に広げることになると思われますので、積極的に取り組んでいきます。

仙台市ガス局鋳鉄管購入で住民監査請求

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信一

㈱クボタ、㈱栗本鉄工所、㈱日本鋳鉄管の3社は、国内の年間売上総額1150億円の直線型鋳鉄管の市場を独占しつつ、20年以上前から各社のシェア配分を一定とする協定を結んでいた。公正取引委員会は、平成11年2月4日、3社を独占禁止法違反容疑で検事総長に告発し、これを受けて東京高検は、3月1日、3社と各社の営業部門幹部ら10人を同法容疑で東京高裁に起訴した。

市場を独占する3社が、長期間ヤミカルテルを結んでいたということは、仙台市ガス局の上記鋳鉄管の購入も、市場での自由な価格競争が実質的に排除された状況の下でなってきたことを意味する。3社は、ヤミカルテルという違法行為によって価格をつり上げ、仙台市ガス局に対し不当に高い鋳鉄管を買わせていたのである。

そこで仙台市民オンブズマンは仙台市監査委員に、「仙台市ガス事業管理者が3社に対して、損害賠償請求権を行使して、市が被った損害を補填

する措置を講ずるべき責任があるのに、これを怠っている。」として3月26日付で監査請求を行った。そして4月11日、「消費者つまり最終被害者が被害を受けても黙っている限り、企業は世間が騒ぐ間は首を引っ込めていて、騒ぎが静まれば又ぞろ、同じことを繰り返す。輸出価格などと比較すれば、仙台市ガス局の被った損害の把握は可能であるから、監査委員は仙台市ガス事業管理者に仙台市の損害の回復と再発防止を求めて腰を上げるよう勧告をするべきである。」との意見陳述を行った。

しかし、仙台市監査委員は5月24日、「違法なシェア協定により不当に高い鋳鉄管を買わされたという事実は、現時点では確認できなかった。よってガス局に損害が発生しているかどうかについても確認できなかった。」として請求を棄却し、「今後の動向を見極め、損害の事実が確認できれば、速やかに適切な措置をとられたい。」との付帯意見をつけた。

なんとも腰の定まらないあやふやな監査結果と

いう以外ない。

「重い腰を上げるよう勧告されたい」という監査請求に関する限り、具体的な損害額を明確に認識しない場合でも、監査委員は損害発生の蓋然性が認められれば、勧告をなし、あとは勧告を受けた事業管理者が損害の有無を含め、提訴条件を確認し、どうしても損害を把握できなかったというなら提訴を見送ればよいからである。そもそも、今回の監査委員が行ったようなうわべをなでた程度の調査で損害額の把握など出来るはずがないのである。

本件の場合、仙台市ガス局が損害を被ったことは疑いない。今どれだけの損害を被ったかはつき

りしないというのであれば「損害を調べて提訴しなさい」と勧告するべきである。こうした対応をとらずに請求人の請求を棄却する一方、拘束力のない付帯意見で「適切な対応をとれ」との「要望」では、いずれ「努力したがやっぱり具体的な損害は把握できませんでした」という結論でお茶を濁されるのは目に見えている。「勧告」が出せる状況にあるのにあえて「要望」にトーンダウンさせた仙台市監査委員の弱気ぶりにはいつものことながら甚だ情けない気持ちにさせられる。仙台市ガス局が真摯に「要望」に取り組むかどうか点検する意味も込めて、6月23日に提訴することとした。

調査費について

仙台市民オンブズマン副代表
税理士 日出雄平

議会各会派に対して支出される行政調査費については、その使途の公正性と透明性を確保するため、昨年6月と8月に、仙台市監査委員に対し住民監査請求を行いました。しかしながら相変わらず監査委員の壁は厚く、議会各会派の懐に、市民の監視の目は届かない結果となりました。この間に、仙台市議会及び宮城県議会は、調査費の経理要綱や交付要綱の改正を行い、議長の検査権限の付与等多少の改善が見られたものの、市民への公開という基本的部分は一向に改められていない状況でした。

このためチームでは、これら一部改正された交付要綱等について検討を行い、以下の点に関して改正の申入れを行いました。その主な内容は、県・市議会共通事項として、①各経費別の帳簿作成義務と領収書等の証拠書類と合せ、議長に提出すること。②もし、①が不可能な場合には、研修費等の主要費目の支出のうち、一定金額以上については、議長へ報告する事。③一人会派への支出については、これを禁止する事、等です。この申し入れの狙いは、基本的に議長への報告の義務付けにより報告文書は議会文書として扱われ、情報公開

の対象文書となり、市民のチェックが可能となる事です。しかしながら、申し入れに対する各議会の反応は鈍く、改正の期待は非常に薄いと思われます。そのため、私達は一方で、他のアプローチを開始しました。それは4月に行なわれた統一地方選挙での立候補予定者全員（県・市合せ175名）に調査費に関するアンケートを実施しました。その結果約50%の回答が寄せられ、その90%以上の方が公開すべきとの意志表示が見られました。この事は、今後の調査費のあり方に大きな期待を感じさせるものであり、チームとしては、一層、各方面への働きかけを強めていく予定です。

鹿島建設2000万円贈賄工作事件

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信一

「鹿島東北支店の幹部らが平成八年、高橋和雄・山形県知事側に2000万円の献金を届け、受領を拒否した知事から全額返された」（河北新報平成11年3月17日朝刊）との新聞報道に接し、仙台市民オンブズマンは、4月1日付で鹿島建設に公開質問書を提出し、県と仙台市に真摯な答弁がなされない時は、指名業者から除外するよう申し入れた。

6年前のゼネコン汚職と仙台市民オンブズマンは切っても切れない関係にある。仙台市民オンブズマンが設立されたのが93.6.24。その5日後の6.29に石井市長が逮捕され、さらにその3ヶ月後に本間知事が逮捕された。石井市長には、ハザマ他3社から1億円、鹿島から1000万円、本間知事には、大成から2000万円と、特定工事の受注を狙っての札束攻勢がかけられ、彼らは、それを平然と受け取った。巨額の現ナマをなぜ平然と受け取れたか。それは選挙の時に建設業界を通じて、巨額の選挙資金が流れ込んでいたからである。新聞報道によれば、石井市長には二期目の選挙の時に2億円、本間知事には1億数千万円が流れ込み、石井市長などはそれを使い切れなかったということである。

選挙の時にこのような巨額の金が流れ込んでいるから、「次の選挙のために使って下さい」と言わると、何の抵抗もなく、特定工事の受注を狙った札束を受け取ってしまうのである。

93.9.17の河北新報によれば、「宮城・青森・山形知事選と秋田市長選」「ゼネコンの献金集める」「鹿島副支店長が呼びかけ」との見出しのもとに、「山形知事選でも板垣前知事陣営のため各100万円単位を集めた」ということである。宮城で火傷を負ったが、この集金システムが残っているのではないか。それが残っている限りは、又ぞろ同じことが起きるかも知れない、との観点で、仙台市民オンブズマンは95年に仙台で贈賄工作をした鹿島を含む7社の株式を購入し、株主としての監視を継続することにした。それ故、今回の山形県知事への2000万円贈賄工作事件は絶対に見過すことができない。

4月末までの回答がないので、6月4日、県と仙台市に、自ら調査し、明確な回答がない時は、指名業者から除外するよう改めて申し入れた。同時に、6月26日～27日の北海道・東北市民オンブズマンネットワークで他県のオンブズマンに同調を呼びかけたいと考えている。

大きな汚点を残した 宮城県情報公開条例の改正作業

仙台市民オンブズマン
事務局長 庫山 恒輔

1. 情報公開法がやっと成立した。内容的に不充分な点は多いが、市民が市民主権（国民主権）確立の条件を手に入れたことの意味は、とてつもなく大きい。欠点は、自治体と同様に、使いながら良くしていくしかあるまい。

施行は2年後といわれているが、その間は、市民にとっても法を使いこなすための策戦を練る貴

重な時間となる。行政の仕組み、経理等をよく研究し、行政や大企業と互角にわたり合える専門家集団をつくる必要がある。また、法の運用のカギをにぎる政令や規定の作成を注視し、注文をつけることも大切だ。

2. 情報公開法制定を追い風に、宮城県内での条例制定にも弾みがつき始めた。99年5月末現在の制定自治体は、17となった。宮城県の他、仙台・古川・岩沼・塩釜・石巻・多賀城・白石の7市、



迫・東和・大和・色麻・中田・米山・志津川・利府・矢本の9町である。

制定された条例の中身を見ると、大和町・矢本町の条例が、総合評価で最も利用者の立場に立った優れたものということができる。仙台市民オンブズマンのモデル条例案を参考にしたことがよくわかり、われわれとしても嬉しい限りである。

3. 宮城県の条例改正は、大きな汚点を残す結果となった。99年2月5日に発表された改正条例案は、公安委員会を実施機関に入れなかったこと、個人情報除外規定で「個人識別型」を踏襲したことなどいくつかの重要な点で、情報公開審査会の「建議」を骨抜きにするものであった。しかも、発表前に審査会に説明しなかった、という非礼極まるものでもあった。われわれは、直ちに公開質問書を発すると共に、県議会への働きかけも行ったが、条例案は3月5日に可決成立した。

今回の条例改正は、公安委員会を実施機関に入れるかどうかが、最大のポイントだった。他の改正条項は、全国的にはどこかで採用されているも

ので、とりたてて目新しいものではなかった。宮城県警は、情報公開法施行前に実施機関とされることを阻止すべく、警察庁の指導の下に、98年12月に知事宛に要請書を提出した。この要請書は、警察業務の特殊性を強調し、警察の特別扱いを要求する非民主的・権力的な内容の代物だった。99年1月29日の知事と県警本部長との会談でも同趣旨の要請が繰り返された。浅野知事はこの要請を全面的に受け入れ、県警には不正支出はないとの本部長発言をよしとし、2月1日に実施機関入りを見送る決断をした。こうして宮城県は、情報公開先進県の名を搖るぎのないものとする、絶好のチャンスを逸したわけである。

宮城県の改正作業は手続き的にも大きな問題をっていた。改正作業の経過を伝える資料を検討したところ、改正条例原案は、正規の機関（情報公開調整委員会・同幹事会）で何ら検討されることなく、いつの間にか出来上がっていたことが判明した。われわれは、公開討論の申入れや公開質問書を提出して、以上の条例改正作業の不透明な内容と手続きについての説明を求め続けている。なお、県議会も県条例と横並びの条例を制定し、7月1日より施行されることになった。

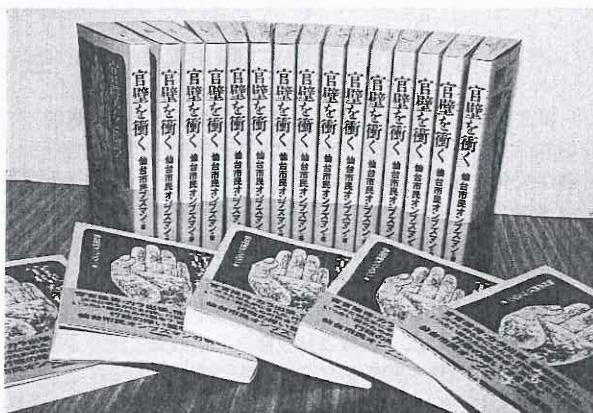
4. 99年3月3日発表の第3回情報公開度ランキングで、宮城県はトップに返り咲き、仙台市も政令市でトップとなった。コピー代を10円に値下げしたことが要因であった。

『官壁を衝く』出版によせて

仙台市民オンブズマン
歯科医師 島 和雄

行政の鉄壁に風穴を開けた仙台市民オンブズマンとタイアップグループは、日本に新たな風を巻き起こした。

官官接待・カラ出張・情報隠し等、行政の腐敗と秘密を、限界に挑み暴き出した力は決して偶然ではない。時代と地域と市民の熱意が結実した必然といってよい。



それはどのようにして可能になったのか。仙台市民オンブズマンとタイアップグループ300余名は何を問題にし、どのように組織され、問題の解決に当たってきたのか。全国的に展開されるに至った経緯はいかに。そして、暴かれた事実と問題の本質は何か。本書にはその源流から今日まで、余すところなく述べられている。無名といつてい300余名市民の、自覚に基づいた自助と自立に向けた魂の記録である。

本書はドキュメンテーションとしての価値も高いが読み物としても面白い。私達市民一人一人の歴史記録としても、ぜひ御一読をお勧めする。

なお、本書の「著者」は「仙台市民オンブズマン」となっているが、執筆の多くは事務局長の庫山恒輔氏によるものである。しかし、拡げて考えてみればタイアップも含めた300余名全員で本書を構成してきたのであり、今までの経緯を担った全員が著者ということもできる。

みやぎ国体について調査を開始

仙台市民オンブズマン
歯科医師 伊藤 智恵

2001年（平成13年）に、宮城県で第56国民体育大会および第1回全国障害者スポーツ大会が開催されます。勝敗はもちろんのこと、施設・設備や式典、選手強化などにも、都道府県の競争意識、見栄の張り合いがないとは言い切れません。すなわち、多くの無駄、不明朗な支出が懸念されます。昨年末「宮城県行政改革推進計画」が出され、今後はその概念で準備が進められていくのでしょうか、その問題点の一つ“計画段階評価の実行性の

有無”でも同様の疑問が指摘されています。莫大な散財をした長野オリンピックと同じ轍を踏むことのないよう、注意が必要でしょう。

折しも、オンブズマン事務局宛に2件の情報提供がありました。情報提供者からのヒアリングを行い、今後の戦略・戦術を練っていく予定です。

本国体は、ケヤッキークラブと称する“スポーツボランティア”的活動が期待されています。私たちも“監視ボランティア”として、華美に走らず無駄を抑えながら、気持ちのいい大会が行われるよう“協力”していきたいものです。



議会・警察情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 齋藤 拓生

議会・警察情報公開訴訟は、情報公開条例の実施機関とはなっていない議会及び警察の出張費に関する予算関係文書の公開を求めているものです。

情報公開条例の対象となる公文書は、情報公開条例の実施機関が管理するものでなければなりません。ところが、議会及び警察の出張費に関する予算関係文書を現実に保管している議会と警察は、情報公開条例の実施機関とはなっていません。そこで、議会及び警察の出張費に関する予算関係文書の公開が認められるか否かが問題となるのです。この点について、オンブズマンでは、情報公開条例の実

施機関とはなっていない議会及び警察の文書であっても、情報公開条例の実施機である知事の専権に属する予算執行に関する文書である以上、実施機関である知事自身が管理する文書であり、情報公開条例上の公文書である、と主張しています。この主張は、情報公開条例及び地方自治法の趣旨に合致する妥当な解釈と考えます。

ところが、以前にも御報告したとおり、昨年4月14日、仙台地裁は、オンブズマン全面敗訴の判決を言渡しました。

オンブズマンホームページの更新

十河 弘

この度、仙台市民オンブズマンホームページを月1回程度更新できるような体制を整えました。最新の更新日は5月20日となっていますので、ホームページを閲覧できる方は、是非ご覧ください。アドレスは <http://www.hitplaza.netspace.or.jp/doc/omb/index.htm> です。

裁判所は、情報公開条例の実施機関とはなっていない議会及び警察が現実に保管している文書は、情報公開の対象となる公文書には該当しないとの判断を示しました。

しかしながら、予算執行権を専属的に行使する知事の説明責任、法的責任との関係からみて、極めて不当な判決です。オンブズマンでは、即日控訴しました。

全国の他の地方裁判所でも、同種事件が係属しており、鳥取地裁と福岡地裁では、オンブズマンの主張を全面的に認める判決が出ております。仙台市民オンブズマンでも、逆転勝訴を目指して奮闘中です。皆様の御支援をお願い致します。

なお、食糧費に関する裁判は、近く仙台地裁で結審予定です。

文部省委嘱事業費不正支出に関する情報公開訴訟

仙台市民オンブズマン
弁護士 坂野智憲

仙台市民オンブズマンは本年3月19日、宮城県教育委員会がなした文部省委嘱事業費不正支出に関する資料の非開示処分の取消を求めて仙台地方裁判所に提訴しました。

文部省委嘱事業費不正支出問題とは、文部省が各都道府県に委嘱している教育事業に係る費用について、宮城県を含む22府県の教育庁、教育委員会が、虚偽の旅行命令書や旅費請求書を作るカラ出張や、招いた講師の人数を水増しするなどの方法で、実際よりも過大な費用を文部省から受領し、これを銀行口座などに裏金としてプールして教育委員会内部での飲食費、接待費、各種団体への祝儀、委嘱事業と関係のない物品の購入費、臨時職員のパート代に流用していたというものです。会計検査院の調査によれば不正流用の総額は22府県で、1992年から1997年の6年間で2億数千万円に上がっています。

宮城県においても、1993年度から1997年度までの5年間に県教委の指導課、教育研修センター、小中学校などの個別の文部省指定校において、総額2,424万円の不正支出がなされていたとされています。

本件で非開示とされた各文書は、個々の不正支出の内容について県教委が調査した内容を会計検査院に報告するために作成された文書であり、これを見ればいつ、どのような立場にある者が、どのような方法で裏金を作り、どのような使途に流用したかが明らかになるものです。

被告は、本件各文書について、これらを公開すれば国との協力関係または信頼関係が損なわれるおそれがあるといっていますが、公金を流用するような県教委と文部省との協力関係や信頼関係は既に十分損なわれているのであり、それを棚に上げて自らの不正行為に関する資料を公開することが国との協力関係や信頼関係を損なうなどと主張することは厚顔無恥も甚だしいと言わざるを得ません。

サッチャー事件報告

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

仙台市は、平成8年5月27日、仙台国際センター設立5周年記念行事の企画として英國元首相のマーガレット・サッチャー氏を招聘し講師料として1,500万円を支払ったこ

とが違法不当な支出であるとして訴訟を提起しているものです。

私たちは、これまで、仙台市に対し、こうした馬鹿げた講演料を出そうとした経緯や発案者、検討の経緯等を資料に残し、市民からの要望があれば仙台市は情報を公開するなどを骨子とする和解案を検討するよう求めていましたが、仙台市は「検討チームを作つて平成11年中に検討結果を示す」というものでどうだろうかとの回答がありました。しかし、2度にわたる例会の議論の結果、仙台市側の回答は抽象的すぎ、到底飲めないという結論に達し、前回の裁判でその旨の、当方の考え方を伝えました。

これに対し、裁判長から仙台市側に対し、『被告の案をもうすこし具体化できないのか』との打診があり、私からは『資料を作り公開することの基本方針ぐらいは出せるのではないか。もし作成や公開に支障があるというならそれらを除外する文言を挿入すればいいだけのことではないか。情報公開は全体的流れなのに一々資料作成は困難とかいうのは不適である。今年中にチームが検討するというなら現段階でチームを作り検討を始めればいいではないか。今年の冬ごろ、その結果を見て評価できるならその時点で本件の取扱いを考えてもいいのではないか』などと発言したうえ、次回まで双方が検討するということになりました。

次回期日は6月30日16時00分です。

サッチャーの講演料が1,500万円というのは余りに法外です。こうした企画がすんなりと通ってしまう現状を打破しなければなりません。今後ともご支援下さい。

バルーン事件

仙台市民オンブズマン
弁護士 吉岡和弘

仙台市は、オクトーバー仙台実行委員会という団体が平成10年10月21～25日までの間、黒川郡大和町仙台北部中核工業地帯を競技場として『1998熱気球ワールドホンダグラントリ最終戦』『仙台インターナショナルチャンピオンシップ98』『1998熱気球ホンダグラントリ第四戦』と称する熱気球大会を開催するにあたり3,000万円の補助金を交付したことが違法不当な支出になるとして訴訟を提起している問題です。

私たちは、仙台市側に対し、本大会の導入経緯や本大会の実態等を知るために、以下のとおりの聴取を求めています。まず、一つは、本大会が「ワールドホンダグラントリ」と「ホンダグラントリ」とタイアップすると説明されている一方、本大会は「ワールドホンダグラントリ」というパートと「ホンダグラントリ」と仙台インターナショナルバルーンチャンピオンシップというパートと三つのカテゴリで構成されるとも説明されており、一体、この三者の関係はどうなっているのか。要は、1つの競技に3つの名前をつけただけではないのかという点を聴取するよう求めてます。また、本大会がなぜ世界大会なのか、本大会の第一戦は米国ウイスコンシン州モンローで行われている「モンローバルーンラリー」に便乗しただけではないのか。更には、オクトーバー実行委員会の実態はどのようなものか。加えて、決算書によれば会場整備に958万8,154円、警備費に464万2,550円、海外参加選手への補助として320万円、役員交通費補助として741万370円、宿泊費として521万9,971円等を支出したとしているが、その明細を明らかにせよ。そしてまた、本大会が来年も継続しようとしているのか、仙台市

は今年の大会にも補助金支出を計上したのか。計上しなかつたとすればその理由は何か等の釈明を求めていました。

次の回答が楽しみです。それにしても、なんら実績もない団体と競技にポンと3,000万円の補助である。数十万円の予算が出ないと嘆いている方々と比較し余りに出鱗目にはすぎないか。今後の訴訟の動向に注目されたい。

仙台市議会食糧費返還訴訟について

仙台市民オンブズマン代表
弁護士 松澤陽明

平成7年度に市議会議員らが、議会打合せ後の懇談などを名目に一人2万から3万円を超える飲食を繰り返していることについて、飲食に参加したことが明らかとなった当時の議長・副議長・議会事務局長に対し、使用した公金合計123万円余の返還を求めて昨年1月提起した訴訟は、副議長が提訴後まもなく自己の飲食分代金を市に返還し、残る2名も本年1月、飲食代の約6割程度を市に返還することとなつて解決・終了した。

過去の食糧費の支出については、飲食店からの請求書の記載内容に不合理な点が見られたり、打合せと称すれば高額の飲食を繰り返しても構わないとする公金の私物化が横行していたが、公金の使途に対する市民の関心の高まりに伴い、議員自身に意識の変化が生まれ、当然の事とは言え改革が進みつつある。すでに以前のような懇談は自粛されており、食糧費の支出額は大幅に減少している。又、本年の市議選の後に報道された僅か1日の在職で1ヶ月分の議員報酬・賞与が受取れるという特権的不合理さも、議会自身が早速に条例の改正を行い、是正されることになった。

政・財・官のトライアングルの中で潤沢な税金を好き勝手に使ってきた状況は、市民の関心の高まりと監視活動によつて打ち砕かれつつある。借金財政の行き詰まりにより行政のリストラが今後の課題となるという状況を、食糧費訴訟は先取りしたものと言つて過言ではあるまい。納税者の代表である議会議員が、自らの公金の使途に対し厳しい姿勢を貫くことにより、議会と市役所との間に良い意味での緊張感が生まれ、結果として効率的で無駄のない行政が実現される事を期待したい。

仙台市議会食糧費情報公開請求訴訟

仙台市民オンブズマン副代表
弁護士 斎藤拓生

市議会食糧費情報公開請求訴訟は、1998年1月28日、市議会の食糧費を使って開催された公的懇談会の出席者名を開示すべきことを求めて提訴された訴訟です。

オンブズマンでは、仙台市が、1999年度以降、市議会食糧費に関する公文書を出席者の氏名を含めて、原則として、全面公開するとの開示基準を策定したことを受け、本年2月22日、訴訟を取下げました。

1996年の宮城県財政課食糧費情報公開訴訟仙台地裁判決以降、公的懇談会の出席者名の全面開示を認めるという司法判断の流れが定着しており、また、条例を改正して、公的懇談会の出席者名の全面開示を明文化した自治体もあります。したがつて、そもそも、仙台市が、出席者の氏名等についての非開示決定を行い、訴訟の場で争つたこと自体、情報公開条例の原則公開の理念から大きく逸脱しており、

極めて不当なことでした。

国の情報公開法案で、公務員の氏名も個人情報に該当するとの考え方が採用されたことから、最近、公的懇談会の出席者名を非開示とすることを容認する判決が出ており、本件訴訟については、必ずしも予断を許さない状況にありました。オンブズマンでは、画期的な宮城県財政課食糧費情報公開訴訟仙台地裁判決の水準を後退させることのないよう総力をあげて本件訴訟に取り組んでまいりました。

その結果、前述のとおり、仙台市は、ようやく、市議会食糧費に関する公文書について、原則として、全面公開するとの開示基準を策定するに至りました。

もつとも、1999年度以前については、非公開のままで。この点については、オンブズマン内部でも、あくまでも判断を選擇して、1999年度以前についての開示も実現すべきとの意見もありましたが、今回は、仙台市の取り組みを一応評価して、訴訟取下げとなつた次第です。以上御報告致します。

「大年寺山訴訟」

仙台市民オンブズマン
弁護士 内田正之

○私つい 泳ぎ居た大魚を 逸したわ○ 「原告らの請求はいずれも却下する…。」本年3月15日、5年弱に及んだ大年寺山売主ルート訴訟の第一審判決は、我々の請求を門前払いにした。いわゆる大年寺山問題で最後に残つたこの訴訟に、弁護団はかなりの自信を持っていた。それだけに、却下判決を聞いた瞬間、水面まで引き寄せた大魚をたも(網)に入れようとしたその刹那に釣り糸を切られて逃げられたような思いがよぎつた。

○大半が 裁判はいざ 完敗だ○ 一審判決が述べる却下の理由は①被告誠和グループの関係では、買収行為は秘密裡に行われたものではないし市民が知ることも可能だから、1年の監査請求期間を過ぎたことに正当理由は認められない②被告アルバックスジャパンの関係では、結局、原告らの請求は土地開発公社に代位する訴訟であり地方自治法で公社に代位できるような住民訴訟が規定されていない以上は当事者適格を欠く、というものである。正当理由の有無の判断に際し、公序良俗違反を基礎付けるとして我々が指摘した事実をいくつか認定したものの、結果的には主張の大半が完敗の一審判決だった。

しかし、上記①については、大年寺山のどの地番の土地がいくらで買収されたかまでは当時市民は知り得ず、従つて買値の不当さもわからない。それに住民訴訟で問題になる会計行為は自治体内部の事務手続自体は一應取られているのであるから「秘密裡」といった法文にない要件を課すのが、そもそもおかしい。上記②に至つては、被告ですら主張していない論理を立てて原告の主張を勝手に「土地開発公社に代位」と歪めているが、これはアルバックスからの売買が監査請求1年以内で正当理由がおよそ問題にならないため、ともかくも却下の結論にもついていきたいということで裁判所が捻り出したこじつけ論としか思えない。

ということで、当然のことながら控訴した。その上で常任弁護団員として新たに「秀才半澤弁護士」と「切込み隊長坂野弁護士」が加わった。既に2人が起案した控訴理由書の第一弾も提出了。控訴審判決の報告記が次の句で始まるこれを記念して本報告を終える。○裁判が しつかり勝つし 乾杯さ○

第6回全国大会・ 横浜で開催

仙台市民オンブズマン
弁護士 小野寺 信一

7月31日～8月1日、横浜で全国市民オンブズマン連絡会議の第6回全国大会が開かれる。

連絡会議が結成された第1回の仙台大会、官官接待で注目を浴びた名古屋大会、カラ出張を槍玉にあげた高知大会、そして監視機能を失った議会を俎上に乗せた昨年の大阪大会と、今や全国大会は世論の牽引車の役割を担うまでに発展した。

オンブズマンの活動領域の拡大に伴い、今年から分科会が

①塩漬け土地を洗う。

②これでいいのか住民監査制度。

③議会はまだ眠っている。

④五倍ムダな下水道事業!?—合併浄化槽と比較する—

⑤使ってます／情報公開。(教育、環境、福祉、消費者…)

⑥第3セクター点検マニュアル

⑦入札・契約制度の改善で談合追放！

⑧自分でできる情報公開訴訟。

⑨どこの町にも市民オンブズマン。

⑩こんなにあるじゃん、ムダ公共工事／の10に増えた。

仙台は川崎のオンブズマンとともに、先日NHKの全国放送にもなった自治体の塩漬け土地（私達はこれを「官遊地」と名付けた）の分科会を主催することになった。

横浜は高橋タイアップ副会長のお膝元。横浜中華街で紹興酒をやりながら、日本の将来を談じませんか。

提案する。ロック大会の中止を申し入れる。（事務局）開催する場合は、写真撮影隊を派遣する。

第2日目（1999年2月21日）

札幌1名、函館2名、仙台4名、山形4名、福島1名、いわき1名、郡山2名、新潟1名

全国状況報告、①3月3日に情報公開ランキング発表があり各地でも記者会見をしてほしい。②全国大会は7月31日・8月1日横浜で開催。③塩付け土地の開示請求3月18日に各地で行う。④市町村情報公開ランキング公表により、各市町村に情報公開条例を制定させる。調査日4月1日、開示4月末、第2段5月1日、開示5月末⑤各地報告がなされた。⑥次回例会は函館市で、6月26日、27日フォーラム形式を継続させたい。メインテーマは、函館に任せること。

北海道・東北 ネットワーク報告

仙台市民オンブズマン 河村直人

第12回例会

第1日目（1999年2月20日）参加者39名

上記例会が郡山市で開催され次の決議がなされました。①補助金問題については継続的に調査、検討していく。②議会調査費は次回例会までに仙台・郡山・山形で、外部監査制度を利用して外部監査の対象にさせる方向で検討する。③県議の野球大会は、統一地方選挙を見つめて全国大会を中止したことは見えている。今後開催をする場合は、写真撮影隊を編成、派遣することを全国幹事会に

旅にでます

仙台市民オンブズマン 宮田猪一郎

3年計画で東北の農山漁村の常民の生活にふれています。私たちの未来を暗示する過去を探したいと思います。あい変わらぬ民俗学の課題ですが、今とても新鮮です。また中小都市の常民の生活にもふれています。ムラ社会からマチ社会へ移行するという百年來の課題の現場です。

回文コーナー

★★★

ほうそろそろほ
法曹爽歩

- | | | | | |
|---|--------------|-----------------|--------------|----|
| ○ | かんさく
監査見た | けっかく
結果むかつけ | たみさんか
民参加 | ○ |
| ○ | ざいわい
財界へ | わるがたかるわ
弊害さ | へいが、 | ○ |
| ○ | せいじか
政治家を | 信じる人士
おかしいぜ | じんし | ○ |
| ○ | ねつい
熱意ない | ぎじ
議事だめだ市議 | しそう
居ない常 | つね |
| ○ | ぼうこう
咆哮よ | たごんれんこ
多言連呼だ | よこうは
醉う候補 | ○ |

「仙台市民オンブズマン」の活動

98. 12. 16 ~ 99. 6. 15

1998.

- 12. 16 仙台市長期未利用地打合せ
 - 〃 出版打ち合せ
 - 〃 オンブズマン役員会、12月例会
- 18 石越町住民グループ来所
 - 〃 市議会情報公開進行協議
 - 〃 市議会食糧費進行協議
- 19 全国連絡会議幹事会
- 21 県情報公開審査会傍聴
- 24 行政調査費打合せ
- 25 焼却物搬出作業
- 28 出版打ち合せ

1999.

- 1. 5 オンブズマン新年会案内状発送
- 9 ホームページ打ち合せ
- 11 仙台市入札文書開示
 - 〃 白石住民グループ来所
 - 〃 仙台市長期未利用地打合せ
 - 12 タイアップグループ打ち合せ
 - 〃 県教委委託事業関係文書一部開示
 - 14 行政調査費打合せ
 - 15 第3回情報公開ランキング調査判定委員会
 - 21 県議会・市議会へ調査費についての申し入れ
 - 〃 出版打ち合せ
 - 22 市議会食糧費和解成立、記者会見
 - 23 オンブズマン役員会・1月例会・合同新年会
 - 25 長期保有地打ち合せ
 - 26 市議会食糧費情報公開和解協議
 - 27 サッチャー公判
 - 〃 情報公開についての講演（気仙沼市職労）
 - 29 県教委不正支出関係文書開示
 - 2. 2 バルーン大会公判
 - 〃 ホームページ打ち合せ
 - 〃 タイアップグループ例会
 - 5 アエル駐車場関係文書一部開示
 - 〃 産廃不法投棄問題打ち合せ
 - 6 長期保有地現地調査
 - 8 薬害オンブズバースン・タイアップ仙台例会
 - 12 県議会・県警控訴審公判
 - 〃 行革についての県行政改革室との懇談
 - 14 全国連絡会議拡大幹事会
 - 16 県情報公開条例改正案について質問書提



県行政改革室との懇談



出、県議への申し入れ

- 19 長期保有地打ち合せ
 - 〃 鳴瀬町住民来所
- 20~21 北海道・東北市民オンブズマンネットワーク例会（郡山）



- 22 バルーン大会関係文書一部開示
 - 〃 食糧費情報公開和解成立、記者会見
- 23 県議会・県警食糧費情報公開公判
 - 〃 情報公開について講演（宮教組事務職員部）
 - 〃 オンブズマン役員会、2月例会
- 24 バルーン大会異議申立意見陳述
- 25 市町村情報公開条例制定状況調査
- 26
 - 〃 産廃不法投棄関係文書部分開示
- 3. 1 ガス局鉄管関係文書開示
- 2 河北町議員来所
 - 〃 県議会議員への働きかけ（情報公開条例改定案の件）
- 3 第3回情報公開度ランキング調査結果発表
- 4 県議会総務・企画常任委員会傍聴
 - 〃 産廃不法投棄問題打ち合せ
 - 〃 県情報公開審査会傍聴
- 8 県宿舎関係文書一部開示
 - 〃 情報公開条例改定案作成経過文書開示

- 9 バルーン大会公判
- 10 教育委員会不正支出関係文書の件で指導課と懇談
- 11 「市民オンブズマンNETWORK」No.6 打ち合せ
- 12 大年寺山判決（業者ルート）事前レクチャー
- 〃 産廃不法投棄問題打ち合せ
- 15 大年寺山（業者ルート）判決（原告敗訴）、記者会見、弁護団慰労会



- 18 土地開発公社全国一斉開示請求
- 19 文部省委嘱事業費非開示処分取消訴訟提起



- 22 官遊地調査
- 23 仙台市互助会関係資料一部開示
- 24 サッチャー準備手続き
- 〃 東北ハンドレッド関係資料一部開示
- 〃 オンブズマン役員会・3月例会
- 26 ガス局鉄管住民監査請求
- 28 全国幹事会
- 29 議会調査費アンケート発送（県議・市議立候補予定者）
- 4. 1 鹿島献金問題質問書提出、県・仙台市への申入れ
- 〃 市議会・会議録等開示請求
- 6 調査費アンケート結果発表
- 〃 タイアップグループ例会
- 7 官遊地打合せ
- 12 モンブズマンNETWORK No.6 正作業
- 15 モンブズマンNETWORK No.6 発行
- 16 官遊地に関する回答受取（財産管理課）
- 19 バルーン大会・五輪土地区画整理用地・

- 水の森図書館用地一部開示
- 20 仙台市議会会議録等開示
- 21 ガス局鉄管意見陳述
- 〃 オンブズマン役員会・4月例会
- 22 県土地開発公社関係資料一部開示
- 24 官遊地調査バスツアー
- 26 薬害タイアップグループ仙台例会
- 27 県議会・県警情報公開控訴審
- 〃 バルーン大会公判
- 〃 モンブズマンNETWORK編集慰労会
- 30 情報公開条例改正作業に関する公開討論会の申入れ
- 5. 5 出版打ち合わせ
- 6 国体についてのヒアリング
- 7 県宿舎問題打合せ
- 10 仙台土地開発公社関係資料一部開示
- 11 県立大学室で資料閲覧
- 〃 国体チーム検討会
- 12 松森土地取得関係資料一部開示
- 13 会報「モンブズマン」編集打合せ
- 18 県議会・県警食糧費情報公開公判
- 〃 オンブズマン役員会・5月例会
- 19 松島医療生協創立28周年記念講演会
- 〃 サッチャー和解協議
- 20 文部省委嘱事業費不正支出情報公開公判
- 21 タイアップグループ文書発送作業
- 22 全国幹事会
- 24 鉄管監査結果・コメント発表
- 25 情報公開改正作業質問書提出
- 27 NOMA情報公開制度検討講座
- 31 官遊地打合せ
- 6. 1 タイアップグループ例会
- 2 会報編集作業
- 〃 調査費打合せ
- 〃 行革関連委託報告書開示
- 〃 出版販売戦略会議
- 3 大規模事業評価委員会傍聴
- 4 鹿島贈賄問題で県・市へ申し入れ
- 5 シンポジウム「分権時代の地方議会のあり方」
- 〃 『官壁を衝く』出版
- 7 サッチャー弁護団会議
- 8 築館町住民グループ来所
- 10 鉄管監査に関する資料一部開示
- 11 オンブズマン役員会・6月例会
- 15 国体チームヒアリング
- 〃 仙台市議会与党代表者会議に関する質問書提出
- 〃 会報「モンブズマン」No.10発行・発送作業

会長のごあいさつ



仙台市民オンブズマン。
タイアップグループ会長
弁護士

藤田 紀子

定期的に2ヶ月一度、偶数月の第一火曜日に例会を開いています。そこで議題になっていることは、オンブズマンの活動の支援、会員増強、経済的基盤の確立、といったいつもながらのテーマです。特に今、力を入れていることは、秋に行われる予定の支援コンサートで、高橋輝雄副会長のもとで具体化しつつあります。

7月3日には総会を開き、人事についても会員

の皆様にはかりますが、現在の役員は秋の支援コンサートを成功させるべく、引き続き頑張る所存です。

例会の度に会員増強の話題になるということは、これまでかばかしい成果が上がってないということを意味します。何かよい方策がありますならご提案下さい。何よりも皆様の例会への参加を希望します。冷えたビール、日本酒に輝雄コックの自慢の料理付きです。

むずかしい議論は15分で終わらせて、後は飲みながらアイディアを出し合うというスタイルも、すっかり定着しています。

暑気払いのつもりでお出かけ下さい。

【開催予告】「辛口コントとシャンソンの夕べ」

仙台市民オンブズマン。
タイアップグループ副会長 高橋 輝雄
弁護士

タイアップグループでは、今年も後記の日程で「仙台市民オンブズマン支援企画」を実施することになりました。今年も二部構成とし、一部は昨年もお呼びして好評を博したコント集団「ザ・ニュースペーパー」です。昨年以来の政治・経済・社会の状況を見ても、コントのネタは全く尽きることはありません。今年もまた、苦笑・爆笑・呴笑に満ちた舞台を見せてくれるに違いありません。

二部は、一転して晩秋にふさわしく、仙台シャンソン歌手小池マリ子さんのシャンソンを聞いて

仙台市民オンブズマン。
タイアップグループ総会と懇親会のご案内
とき 7月3日(土)
ところ かんぽヘルスプラザ仙台(☎711-7211)
会費 6,000円 (仙台市青葉区上杉3-2-7)
オンブズマン総会 13:30~15:30
タイアップ総会 15:30~16:00(早池峰)
懇親会 16:30~18:30(奥入瀬)

いただきます。彼女は以前シャンソン歌手の登竜門「銀巴里」にも出演していた実力派の歌手で、その豊かな声量から紹介される低音・高音はとても魅力的です。

今年も、昨年同様「実行委員会」を結成して作業を進めようと思います。どうか多くの会員のご参加を期待いたします。

日 時 10月27日(水) 午後6時半より

場 所 仙台市青年文化センター(青葉区旭ヶ丘)

市民オンブズマンNETWORK №.6 発行

タイアップグループ せと かつえ

今回も16頁立て。特集は「第3回全国情報公開度ランキング調査結果」。各地からの感想と、例によって情報隠しお粗慢で紙面を盛り上げました。また、7月31日、8月1日に神奈川県横浜市で開催される第6回全国大会についても詳しく掲載しています。

〈会費納入先〉

七十七銀行本店(普通) 6530010
郵便局振込 02290-6-8050
仙台市民オンブズマン・タイアップグループ

仙台市民オンブズマン タイアップグループ会則

- (1) 加入資格: 仙台市民オンブズマンの活動の趣旨に賛同し、支援する意志のある個人。
- (2) 会費: 年10,000円
但し、協賛金については、自由に受け付け、緊急時の支援費用に充当する。
- (3) 活動内容: 年2回の会報の発行。臨時の会報は必要に応じて随時発行する。
市民の為の公開講座などを開催する。
その他の事業の企画、実施。
- (4) 総会: 年1回とし、オンブズマンの総会に準じて開催する。
- (5) 役員: 会長 1名、副会長 若干名

- (6) 役員会: 必要に応じて開催する。
- (7) 事務局: 事務局の所在地は当面、青葉区中央4-3-28 朝市ビル3階とする。
- (8) 会計について: 年会費のうち、30%についてはオンブズマンへの支援金として拠出する。協賛金からの特別拠出金については、必要に応じて随時役員会において決定の上支出する。以上の拠出金、特別拠出金の会計処理内容については、総会の際にオンブズマン事務局より報告を受けるものとする。